

平成25年度藤沢市民病院事業会計資本剰余金の処分について

平成25年度藤沢市民病院事業会計において、補助金、負担金その他これらに類する金銭（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産（取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の除却等により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金83,698,898円をもってうめるものとする。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

提案理由

資産の除却等により発生する損失を補てんするため資本剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第3項の規定により提出する。

平成25年度藤沢市民病院事業会計資本剰余金の処分に係る資産

(単位 円)

取得年度	区分	資産名	取得価額	財源
				補助金等 (資本剰余金処分数額)
昭和63年度	器械備品	未熟児・新生児モニター ほか4点	2,833,000	715,000
平成元年度		移動型X線装置ほか14点	10,861,060	5,430,530
平成25年度	建物	救急ワークステーション	77,553,368	77,553,368
合計			91,247,428	83,698,898